

減収等によって住居を喪失又はそのおそれのある方へ
～住居確保給付金（転居費用補助）のご案内～

高槻市住居確保給付金 （転居費用補助） のしおり

住居確保給付金（転居費用補助）とは

同一の世帯に属する者の死亡又は本人若しくは同一の世帯に属する者の離職、休業等により世帯収入が著しく減少して経済的に困窮し、住居を喪失した者又は住居を喪失する恐れのある者に対し、転居費用相当分の給付金を支給するとともに、家計改善支援事業による家計の改善に向けた支援を行います。

支給額について

下記を上限として、転居費用分（家財の運搬、転居先の住居に係る初期費用）

1人	2人	3～5人	6人	7人以上
117,000円	141,000円	153,000円	165,000円	183,000円

支給方法：初期費用については原則不動産仲介業者等へ代理納付。それ以外については代理納付もしくは受給者の口座等へ支給

- ・初期費用のうち、敷金や契約時に払う家賃（前家賃）、家財や設備（風呂釜、エアコン等）の購入費等は対象外になります。
- ・転居に要する経費が支給額の上限を超える場合、差額については自己負担となります。
- ・給付金支給後、実際の支出額が当該支給額を下回った場合、差額の返還があります。

住居確保給付金（転居費用補助）を受けるには、次のような要件があります

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 申請者と同一の世帯に属する者の死亡、又は申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する者の離職、休業等により、世帯収入額が著しく減少し、経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれがある。
- ② 申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内である。
- ③ 申請日の属する月において、主たる生計維持者であった。
（収入減少時においては主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時においては主たる生計維持者となっている場合も含む。）

- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の金額以下である（収入には、公的給付等を含む）。

世帯人数	基準額		収入基準額（万円）
1人	8.4万円	+ 家賃額（ ただし地域ごとに 設定された基準額 が上限）	12.3万円
2人	13.0万円		17.7万円
3人	17.2万円		22.3万円
4人	21.4万円		26.5万円
5人	25.5万円		30.6万円

- ⑤ 申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が次の表の金額以下である。

世帯人数	金融資産
1人	50.4万円
2人	78万円
3人以上	100万円

- ⑥ 家計改善支援事業において、その家計改善のために転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められること。
- ⑦ 地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。

住居確保給付金（転居費用補助）の申請をするために必要なもの

◆住居確保給付金支給申請書

◆添付書類

- ① 本人確認書類（次のいずれかの写し）

運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本、戸籍全部事項証明書、在留カード等

- ② 世帯収入額が、申請日の属する月を起点に2年以内に著しく減少したことが確認できる書類の写し

- ③ 世帯収入額が著しく減少する直前に、支給申請者と同一の世帯に属する者が死亡、又は申請者若しくは支給申請者と同一の世帯に属する者が離職、休業等をしたことが確認できる書類の写し
- ④ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者について、収入が確認できる書類の写し
給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格証明書」、年金を受けている場合は「年金証書」又は「年金振込通知書」、手当を受けている場合は「証書」
- ⑤ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し
- ⑥ 要転居証明書
- ⑦ (持ち家の場合のみ) 居住維持費用関係書類
支給申請者が持家である住宅に居住している場合は、その居住の維持に要する費用(固定資産税、火災保険料等)の月額を確認できる書類の写し

◆追加確認書類

- ① 入居予定住宅に関する状況通知書(入居希望の住居が確定した後、不動産仲介業者等に必要事項を記載されたもの)
- ② 初期費用の他に、転居に要する費用(家財の運搬費用、原状回復費用等)が見込まれる場合は、必要に応じて、その額及び内訳が確認できる書類

住居確保給付金(転居費用補助)の申請から決定まで

- ① 申請書を添付書類と併せて提出。確認印を押印の後、申請書の写しと併せて「入居予定住宅に関する状況通知書」を交付します。
- ② 家計改善支援を受けて示された家賃額をおおよその目安として、不動産仲介業者等に申請書の写しを提示して、当該業者を介して転居先の住居を探し、住居確保給付金の支給決定等を条件に住居を確保してください。

- ③ 入居希望の住宅が確定した後、交付された「入居予定住宅に関する状況通知書」に必要事項（入居予定者や住居の所在地、家賃、初期費用等）を不動産仲介業者等に記載していただき、追加確認書類として提出してください。
- ④ また、初期費用の他に、転居に要する費用（家財の運搬費用、原状回復費用等）が見込まれる場合は、必要に応じて、その額及び内訳が確認できる書類を提出してください。
- ⑤ 申請書の審査は添付書類及び追加確認書類が一式揃ってからになります。
- ⑥ 初期費用等の支払期限や入居予定日、賃貸借契約日等については、上記⑤や自治体における審査や支給に要する期間を考慮して、不動産仲介業者等と調整を行ってください。
- ⑦ 確保しようとする住居が、家計改善支援で示された家賃額を超える場合はご相談ください。
- ⑧ 審査では、必要に応じて、支給申請者の資産および収入の状況について、法律に基づき、官公署に必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは申請者の雇用主であった者に対し報告を求める場合があります。
- ⑨ 審査の結果、申請内容が適正であると判断された場合、「住居確保給付金支給決定通知書」と併せて、「住居確保報告書」を交付します。

転居後について

- ◆ 住宅入居日から7日以内に、「住居確保報告書」に賃貸借契約の写し及び新住所における住民票の写し、実際に支払った額を確認できる書類（領収証等）を添付して提出してください。
- ◆ 実際の支出額が当該支給額を上回っていた場合、支給額の上限度以内かつ支給対象経費であれば追加支給できる場合があります。
- ◆ また、必要に応じて、転居先の住宅を訪問し、居住の実態や家計の改善状況の確認をする場合があります。

住居確保給付金（転居費用補助）の再支給について

- ◆ 住居確保給付金（転居費用補助）は、原則一人一回の支給です。
- ◆ ただし、住居確保給付金（転居費用補助）の支給後に、受給者と同一の世帯に属する者の死亡、又は申請者若しくは受給者と同一の世帯に属する者の離職、休業等により世帯収入が著しく減少し、かついずれもかつ従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している場合であって、支給要件を満たしている方に限り、再支給を受けることができます。

住居確保給付金を徴収する場合があります

- ◆ 住居確保給付金の支給中に虚偽の申請等不適正支給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付を自治体が徴収することとなります。

お問い合わせ先

高槻市福祉相談支援課くらしごとセンター

TEL : 072-674-7767 FAX : 072-674-7721